

後期高齢者医療制度の保険料率、保険料賦課限度額が改定されます



【問合わせ】国保年金課医療福祉担当 ☎84-0652

①保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直されます。
令和4～5年度の保険料率は、右表のとおり変更となります。

区分	変更前 (令和2～3年度)	変更後 (令和4～5年度)
所得割率	9.64%	9.57%
均等割額	48,765円	49,398円

②保険料賦課限度額が変わります

令和4年度から国の基準に合わせて現行の64万円から66万円に改定されます。これにより所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られます。

ー お忘れの申請はありませんか ー

以下に該当する給付の時効は2年間です。申請がお済みでない方は、国保年金課で手続きをしてください。

後期高齢者医療制度の主な時効

種 類	消滅時効の期間	起算日
高額療養費 入院時食事療養費	2年間	診療月の翌月1日(診療月の翌月以後に支払ったときは、支払った日の翌日)
高額介護合算療養費		基準日の翌日
療養費(治療用補装具、保険証を持参せずに医療機関などにかかった時の医療費)		費用を支払った日の翌日
葬祭費		葬祭を行った日の翌日

※高額療養費及び高額介護合算療養費の申請が必要な方には、別途お知らせを送付しています。

届出が必要なとき		届出に必要なもの
これから加入する場合	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、世帯主と異動する方のマイナンバー確認書類、年金手帳、来庁者の本人確認書類
	職場の健康保険や厚生年金をやめたとき	資格喪失証明書(連絡票)、世帯主と異動する方のマイナンバー確認書類、年金手帳、来庁者の本人確認書類
	職場の健康保険や厚生年金の被扶養者からはずれたとき	親の国民健康保険証、世帯主のマイナンバー確認書類、来庁者の本人確認書類
	子どもが生まれたとき	親の国民健康保険証、世帯主のマイナンバー確認書類、来庁者の本人確認書類
すでに加入している場合	脱退のとき	
	他の市区町村に転出するとき	国民健康保険証、世帯主と異動する方のマイナンバー確認書類、来庁者の本人確認書類
	職場の健康保険や厚生年金に入ったとき	国民健康保険証と職場の保険証、世帯主と異動する方のマイナンバー確認書類、来庁者の本人確認書類
	職場の健康保険や厚生年金の被扶養者になったとき	国民健康保険証、死亡を証明するもの、喪主名義の通帳、年金手帳、来庁者の本人確認書類
	国保や国民年金の被保険者が死亡したとき	国民健康保険証、世帯主と異動する方のマイナンバー確認書類、来庁者の本人確認書類
その他	住所、氏名、世帯や世帯主が変わったとき	国民健康保険証、世帯主と異動する方のマイナンバー確認書類、来庁者の本人確認書類
	就学のため、別に住所を定めるとき	国民健康保険証、在学証明書、世帯主と異動する方のマイナンバー確認書類、来庁者の本人確認書類
	保険証を失くしたとき(汚れたりして使えなくなったとき)	来庁者の本人確認書類

※本人確認書類は、顔写真付公的身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)以外は、2点以上必要です。

春は退職・就職シーズン
国民健康保険・国民年金の届出は忘れずに

何かと忙しいこの季節。会社を退職される方、就職される方、引越して住所が変わる方など、慌ただしい日々が続きます。
「忙しいから」「面倒だから」といつてそのままにせず、届出が必要な場合(表参照)は、14日以内に手続きをしてください。

◆加入の月までさかのぼって、税を納めることになります。
◆医療費が全額自己負担になったり、かかった医療費を返還してもらった場合もあります。

◇職場の健康保険などに加入しても、国民健康保険の資格は自動的に喪失しません。必ず届出をしてください。

国保年金課 ☎84-0651

